



八小だより

《5月号》

令和5年5月9日

立川市立第八小学校

校長 藏重 佳治

〒190-0002 立川市幸町2-1-1 Tel.042-536-0031 Fax042-534-6492

HP <http://www.tachikawa.ed.jp/es08>

人はなぜ学ぶのか 己を磨くため

校長 藏重 佳治

先週の金曜日、体育館で、4年生の「立川市民科」の授業を参観しました。4年生全員が体育館に集合し、立川市民科を学習する上での心構えを伝えるガイダンスでした。

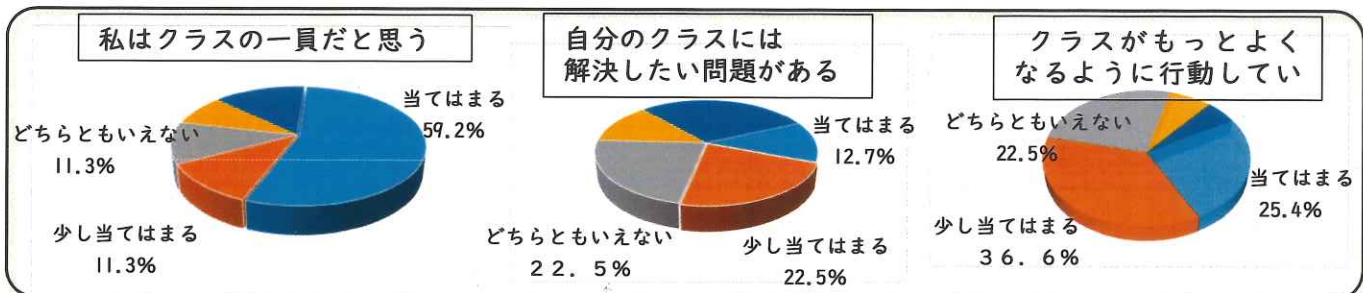
先生は、子どもたちに対して、「立川市民科は、自分で問題をさがし、その答えを追い求める学習」であり、4年生では、立川市を学習する上で「誰にとっても優しい町づくり」にテーマを絞って学習を進めていくと説明していました。

そして先生は、4年生に向かって「誰にとっても優しい」とは、「誰一人として取り残さないこと」と説明を加えました。

また、立川市民科の学習を進めていくためには、普段の学校生活の中でも、「誰一人として取り残さない環境ができていなくてはなりません。」と、4年生全員に語りかけていました。その後、クロームブックを活用して、

- ① 私は、クラスの一員だと思いますか？
- ② 自分のクラスには、解決したい問題がありますか？
- ③ クラスや学校がもっと良くなるように行動していますか？

等々、アンケートをその場で取り、その結果から4年生の実態を把握していました。



最後に、普段からこのような気持ちで生活していなくては、立川市民科の学習で、「自分で問題をさがし、その答えを追い求める学習」を進めていくことはできないので、普段の学校生活の中でも、「誰一人として取り残さない学級・学年にしていきたいと思います」と、1年間の立川市民科の学習の目的をしっかりと押さえて、授業をまとめていました。

この授業を参観して感じたことは、幕末から明治維新にかけて活躍した思想家、吉田松陰の言葉です。吉田松陰は、弟子達を前にして、「人はなぜ学ぶのか？」と問い、「学ぶのは、知識を得るためでも、職を得るためでも、人に教えるためでも、人から尊敬されるためでもない」と説明した後、それは「己を磨くために学ぶのである」と教えています。

激動な時代を生きた先人たちも、自分の頭で考え、その「解」を自ら導くために、貪欲に学び続けていたのです。その学ぶ姿勢は、今の時代にも受け継がれているなど、この授業を参観して感じました。

7月7日（金）に実施します「漢字検定」ですが、103名の児童が検定に挑戦します。

第八小学校の子どもたちの学習に対する意欲の高まりに嬉しくなります。受験するためには約2か月の準備期間が必要とのこと。目標をもって取り組む子どもたちに、結果ではなく、その過程の頑張りを、いっぱい励ましてあげてください。「己を磨く」ための取り組みですから。

☆5月の生活目標☆
ていねいな言葉で話そう

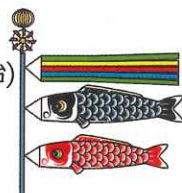
☆5月の保健目標☆
健康診断の結果を生かそう



5月の行事予定



- | | |
|--|--|
| 9日(火) キラリ保護者面談(始) | 20日(土) 日光移動教室(6)(終) |
| 10日(水) 救命救急講習(6) | 22日(月) 振替休業日(6) |
| 11日(木) 校外学習(4) 歯科健診(5・6) | 23日(火) 朝会 都学力向上調査(6) 体力アップ週間 |
| 12日(金) 避難訓練 ヤゴ救出(3) | 24日(水) クラブ活動 |
| 15日(月) 朝会 いじめ予防授業(5) 教育実習(始) | 25日(木) 尿検査(二次)回収日① 眼科検診 |
| 16日(火) 校外学習(2) 音楽鑑賞教室(5)
日光健康相談・内科健診(6) | 26日(金) ハヶ岳保護者説明会(5)
キラリ保護者面談(終) 尿検査(二次)回収日② |
| 17日(水) 委員会活動 | 29日(月) 朝会 体力アップ週間(終) |
| 18日(木) 日光移動教室(6)(始) 歯科健診(1・2) | 30日(火) 歩行訓練(1・2) 都学力向上調査(5) |
| | 31日(水) 委員会活動 |



○学校生活におけるマスクの着用について(5月8日からの対応)

学校生活におけるマスクの着用についての指示が各小・中学校にありましたのでお知らせいたします。

- ・マスクの着用を求めないことを基本とする。
- ・適切な換気を行う。
- ・体調不良の場合は、医療機関の受診や自宅で休養し登校しないようにする。
- ・共用の教材・教具の使用前後、特別教室等の使用の前後、外から戻るとき、トイレの前後、食事の前後など、石鹸によるこまめな手洗いをを行う。
- ・給食に当たっては、飛沫を飛ばさないように注意する。
- ・感染した場合は、出席停止とする。(発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。)
- ※登校するにあたっては、学校に陰性証明書、登校許可書等を提出する必要はない。
- ・濃厚接触者としての特定は行われない。
- ・感染予防のために休む場合は、学校まで連絡を。
- ・朝の健康観察カードのチェックは行わない。